| 担当課名 | クリーンセンター |
|-----------|---------------------------------|
| 案件名 | 一般廃棄物埋立処分委託 |
| 案件の概要 | クリーンセンターから排出される焼却灰、不燃物等を大阪湾広域 |
| | 臨海環境整備センターに埋立処分する。 |
| 随意契約の種類 | 単独随意契約 |
| 契約年月日 | 令和2年4月1日 |
| 契約の相手方 | 大阪湾広域臨海環境整備センター |
| 契約金額 | 46,662,000 円(うち消費税 4,242,000 円) |
| | ※以上の金額は(単価×予定数量)を記載しているが、単価契約 |
| | のため、実際の契約については以下のとおりである。 |
| | ・処分料金:10,100[円/t](税抜き) |
| 契約期間 | 契約を行った日~令和3年3月31日 |
| 随意契約とした理由 | 当該業務は、三田市クリーンセンターから発生する可燃ごみの |
| | 焼却残渣(焼却灰・ばいじん処理物)及び不燃ごみの中間処理残 |
| | 渣(不燃物)を大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖処分場 |
| | で埋立処分をする業務である。 |
| | 現在市内にはクリーンセンターから排出される焼却灰並びに不 |
| | 燃物を処分できる一般廃棄物の埋立処分場は無く、そのため近畿 |
| | 2府4県の市町村が出資している大阪湾広域臨海環境整備セン |
| | ターが実施する埋立処分場整備事業に参画し、平成2年度から継 |
| | 続して埋立処分を委託している。本年度においても同様に継続し |
| | て埋立処分の委託しようとするものである。 |
| | よって、当該業務の性質又は目的が競争入札に適しないもので |
| | あるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 |
| | するため、大阪湾広域臨海環境整備センターと単独随意契約す |
| | る。 |